

福岡市営住宅管理方法に関する懇話会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「福岡市営住宅管理方法に関する懇話会設置要綱」第7条第2項の規定に基づき、「福岡市営住宅の管理方法に関する懇話会（以下「懇話会」という。）」の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(受付)

第2条 懇話会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の開催の15分前までに、受付をしなければならない。

(定員)

第3条 懇話会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として5名以内とする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順によって傍聴人を決するものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯するなど、会議を妨害し若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、懇話会の会議場（以下「会場」という。）に入場することができない。

(傍聴人が遵守すべき事項)

第5条 傍聴人は、懇話会の会議を傍聴するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、座長が認めた場合は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、懇話会が非公開の議題に関する協議を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

（傍聴人への指示）

第8条 座長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、座長は、傍聴人に対して必要な措置を命ずることができる。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度座長が決するものとする。

附則

この要領は、令和3年8月27日から施行する。